

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 7 年度
計画主体	琴浦町

琴浦町鳥獣被害防止計画

<連絡先>
担 当 部 署 名 琴浦町農林水産課
所 在 地 琴浦町大字赤碕 1 1 4 0 - 1
電 話 番 号 0 8 5 8 - 5 5 - 7 8 0 2
F A X 番 号 0 8 5 8 - 5 5 - 7 5 5 8
メールアドレス nourinsuisan@town.kotoura.tottori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という）、ヌートリア、アオサギ・ダイサギ（以下「サギ類」という）、ツキノワグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	琴浦町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	水稻	119	1,314
	飼料用トウモロコシ	74	355
	梨	5	380
	じゃがいも	2	29
	合計	200	2,078
ニホンジカ	—	—	—
アライグマ	さつまいも	0	4
カラス類	梨	0	8
ヌートリア	水稻	0	1
サギ類	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—
アナグマ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
タヌキ	—	—	—
合計		200	2,091

（2）被害の傾向

○イノシシ

平成30年度から令和5年度にかけて捕獲数は増減を繰り返している。

被害作物は主に水稻と果樹（梨）であり、近年は梨や飼料作物、畑作物の被害が増加している。畦畔の掘り起しの被害も多く発生しており、被害の多い水田地域で侵入防止柵の整備を進めて被害は低減しているが、イノシシの生息数増加により、未整備地区への被害が拡大している。

年 度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被害額(千円)	3,530	1,429	2,894	1,950	2,078
被害面積(a)	2170	111	262	177	200

○ニホンジカ

平成22年度に町内で初めて捕獲されるようになり、近年は毎年40頭程捕獲されている。平成30年度以降は被害が報告されはじめ、今後、さらなる被害の発生が懸念される。

○アライグマ

本町では、平成25年度に八橋地区において初めて捕獲された。令和5年度まで新たに捕獲されてはいないが、近隣市町村でロードキルが発生しており、町内での目撃情報も複数寄せられていることから、今後被害の発生が懸念される。

○カラス類

令和2年度に被害が増加したが令和3年度以降減少傾向である。被害作物は主に果樹（梨）であり、特に果樹園や牛舎付近に集まる。

年 度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被害額(千円)	325	4,901	－	61	8
被害面積(a)	6	85	－	1	0

○ヌートリア

被害は水稻等の農作物への小規模な食害が中心となっているが、水路や土手に穴を掘る等の被害も発生している。

○サギ類

田植えの時期に水稻の踏み付け被害が発生しているほか、圃場に居座り農作業の妨げとなっている。

○ツキノワグマ

農業被害はないものの、年間数件の目撃情報がある。

○アナグマ、タヌキ

農業用ハウスが破られたり、畦畔に穴を掘られたりする被害が発生している。

○ハクビシン

本町では令和2年度に2頭の捕獲があった。近年は捕獲や農業被害はないものの、年間数件の目撃情報があり、今後被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和8年度）	
	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）
イノシシ	200	2,078	140	1,454
ニホンジカ	—	—	—	—
アライグマ	0	4	0	2
カラス類	0	8	0	5
ヌートリア	0	1	0	0
サギ類	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
ハクビシン	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—
合計	200	2,091	140	1,461

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	（捕獲体制） ○全鳥獣対象 猟友会の協力により捕獲を実施している。またこの取組について、活動に係る経費への補助や捕獲奨励金等により支援している。 ○カラス類 猟友会に委託して、銃による一斉捕獲を行っている。 ○ヌートリア 箱わなによる捕獲を猟友会等狩猟免許取得者に委託するとともに、防除実施計画を策定し、狩猟免許を持たない農家等も捕獲に参加できる体制作りを行っている。	（捕獲体制） ○全鳥獣対象 銃免許取得者の高齢化による狩猟者の減少が確実で、今後後継者の育成対策が急務となっている。 ○カラス類 カラス捕獲檻を導入する場合の管理体制について検討が必要である。 ○ヌートリア 外来生物法に基づき防除実施計画を策定し、猟友会等の捕獲従事者、地域住民の協力体制及び捕獲活動の強化を図るとともに引き続き講習会を開催する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	（侵入防止柵の設置・管理） ○侵入防止柵の整備による被害防止を実施している。 被害集落又は被害農家が、侵入防止柵の設置計画を立て、国や県と町から資材費の補助を受けて整備し、管理を行っている。	（侵入防止柵の設置・管理） ○侵入防止柵の設置箇所は着実に増えているが、未設置箇所に被害が移行するので今後も国や県の補助を受けながら引き続き設置に取り組む必要がある。 平野部でも被害が発生しているため、侵

		入防止柵の効果等について周知し、被害対策を広げる必要がある。
生息環境 管理その 他の取組	鳥獣を呼び寄せている放任果樹の伐採、隠れ場所となる藪の刈り払い、収穫残渣や廃棄した野菜の適切な処分について、町広報紙等で普及啓発を行っている。	生産者自身の意識の持ち方によるため、徹底できるよう継続した啓発が必要である。 今後は管理者のいない放任果樹の伐採など、地域の協力が必要な場面の取組方法についても周知を行っていく必要がある。

(5) 今後の取組方針

【全体方針】 ○猟友会の構成員は年々高齢化し、狩猟者の養成が課題となっている。 ○狩猟免許試験と取得に係る補助制度についてPRし、免許取得者の増加を図る。 ○夏から秋にかけての農繁期に鳥獣被害対策実施隊によるイノシシ捕獲活動を強化する。 ○侵入防止柵の設置について、町広報紙によるPRを行い、未整備地区を重点に被害防止施設整備の一層の推進を図るとともに、一体的に運用するわな（箱わな・くくりわな等）について、移設や導入を行い、効率的な捕獲を図る。 ○捕獲人材の育成および効率的な捕獲のため、新規猟銃取得の支援やOJT研修を行う。 【鳥獣種別方針】 ○イノシシ 山間部への出没が主であったが、平野部でも被害が発生するようになり、山間部に加え平野部でも侵入防止対策を積極的に推進するとともに市街地への侵入を阻止する。侵入防止柵を導入している地域においては、周辺環境の整備を行い、箱わな等による捕獲活動も実施し一体的な対策を地域全体で取り組む体制を整備する。また、侵入防止柵の設置は極力飛び地とならないよう、集団的に取り組む。 具体的には、旧東伯地区では、山間部に非常に多く生息していることが判明しており（※1）、被害防止施設が未整備であるエリアでの被害が特に多いこと、山間部で被害が発生した場合、1件あたりの実被害面積が甚大になる傾向があることから、被害の実態・生息情報等を見ながら、山間部を中心に被害防止施設の整備及び一体的に運用する箱わな・くくりわなにより効率的な捕獲を行い、被害の低減を図る。 旧赤碓地区では、平野部における水田の踏み荒らしの被害が増えている一方、山間部に比べて狩猟免許の保有者が少ないことから、箱わな等による捕獲活動について、個人または農業者団体による捕獲及び捕獲補助の体制づくりを進めることで、被害防止対策の一層の推進を図る。 ※1 『令和4年度特定鳥獣生息実態調査業務イノシシ調査結果概要（（株）野生動物	
--	--

保護管理事務所)』

○ニホンジカ

近年急速に生息域を拡大している。猟友会の協力を得ながら年間を通じた捕獲を積極的に実施する。国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策を活用し、捕獲活動への支援を行うことで捕獲を強化する。

○カラス類

年数回行う一斉捕獲及び追い払い、箱わなによる捕獲を行う。これまで猟銃による捕獲を中心に行ってきたおり、近年は被害が減少傾向である。捕獲だけでなく、農作物に寄せ付けない対策として、テグスやネットなど防鳥網の設置等や果樹園の網掛け施設の整備を進めることで、さらなる被害低減を行う。

○サギ類

猟友会に依頼し、追い払いを行う。テグスやネットなど防鳥網の設置等により、農作物に寄せ付けない対策を行う。被害が顕著な地域では捕獲を検討する。

○ヌートリア・アライグマ

外来生物法に基づく「防除実施計画」に基づき、年間を通じた捕獲を今後も積極的に実施し地域からの完全排除を目的とした捕獲対策を強化する。特にアライグマについては、H25年に本町で初めて捕獲されたことから、今後被害が発生することが予想されるため、目撃情報等を収集しながら迅速な対応がとれるよう努める。

○アナグマ、タヌキ

被害状況に応じて、侵入防止柵の設置や箱わな等による捕獲を行う。

○ハクビシン

被害状況に応じて、侵入防止柵の設置や箱わな等による捕獲を行う。

○ツキノワグマ

農林業者からの情報収集を徹底し、迅速な対応と的確な情報提供を行い、住民の安心、安全の確保を徹底する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○鳥獣被害施策を効率的に推進するため、町は琴浦町鳥獣被害対策実施隊を設置する。

○捕獲活動は対象鳥獣捕獲員の代表である猟友会長が指揮し、町内各支部の支部長が具体的な方法・役割などを従事者に指導して行う。

○イノシシ及びシカの捕獲については、生息数減少のため、猟期中も捕獲活動を行う。

○カラスの捕獲については、鳥取中央農業協同組合と鳥取県猟友会琴浦地区が有害鳥獣捕獲業務について委託契約を締結し、町は両者と協力し有害鳥獣の駆除捕獲を行う。

○侵入防止柵と一体的な運用する箱わな・くくりわなを琴浦町鳥獣被害対策協議会が購入整備し、効率的な捕獲を図るとともに、捕獲実績が少ないものについては設置方法や場所を再検討するなど、効率的な捕獲を行うための指導・支援を行う。

【猟友会会員構成状況】（令和5年4月21日現在）

猟友会員数 37名 (うち 銃猟従事者(第2種を含む) 19名 わな猟従事者 23名) また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づき防除実施計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。 【捕獲従事者の登録状況】(令和5年9月22日現在) 57名
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～8年度	イノシシ	・ 猟友会と協力し、銃とわなによる捕獲を実施 ・ 個人または農業者団体による捕獲及び捕獲補助の体制づくり
	ニホンジカ	・ 捕獲活動費の支援を行い、捕獲を強化する ・ 県境付近の地域については指定管理による捕獲を行う
	ヌートリア、アライグマ	・ 捕獲と安全に関する講習会の開催
	カラス類	・ 県下一斉捕獲の実施
	サギ類	・ 被害が顕著な地域では捕獲を検討する
	アナグマ、タヌキ	・ 猟友会と協力し、箱わなによる捕獲を実施
	ハクビシン	・ 猟友会と協力し、箱わなによる捕獲を実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
○イノシシ					
侵入防止柵と罠を一体的に運用し、年間430頭を目標とする。					
年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
捕獲数	381	246	207	162	297
※令和1年度、令和5年度は、狩猟期の有害捕獲を含む。					
○ニホンジカ					
今後さらに増えると予想されるため、年間80頭の捕獲を計画数とする。					
年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
捕獲数	52	47	33	34	64
○カラス類					
過去の実績から年間200羽を計画数とする。そのうち、一斉捕獲では50羽を計画数とする。捕獲檻の設置も検討する。					

年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
捕獲数	167	127	72	97	127

○サギ類

追い払いを中心に行い、猟友会と相談しながら必要に応じて 20 羽を限度として捕獲を行う。

年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
捕獲数	7	3	0	3	5

○ヌートリア、アライグマ

計画的な防除として、箱わなにより捕獲し、適切に処分する。ヌートリアは過去の実績から年間 150 頭を当面の目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。アライグマは平成 26 年以降捕獲の報告はないが、生息が疑われるため年間 10 頭の捕獲を計画する。

年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ヌートリア	114	77	33	125	106
アライグマ	0	0	0	0	0
捕獲数	114	77	33	125	106

○アナグマ、タヌキ

農業被害を防ぐため年間 20 頭の捕獲を見込む。

年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アナグマ	3	5	0	0	1
タヌキ	0	0	0	0	0
捕獲数	3	5	0	0	1

○ハクビシン

農業被害を防ぐため年間 10 頭の捕獲を見込む。

年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
捕獲数	0	2	0	0	0

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	350頭	430頭	430頭
ニホンジカ	80頭	80頭	80頭
ヌートリア	150頭	150頭	150頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
カラス類	200羽	200羽	200羽

サギ類	20羽	20羽	20羽
アナグマ、タヌキ	20頭	20頭	20頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
(琴浦町全体) ○イノシシ、ニホンジカ ・ 捕獲手段：銃及びわな(箱わな含む)による捕獲を基本とする。 ・ 実施予定時期：通年 ・ 侵入防止柵とわなの設置：水稻作付時期 ○ヌートリア・アライグマ ・ 捕獲手段：箱わなによる捕獲を基本とする。 ・ 実施予定時期：通年 ○カラス類 ・ 捕獲手段：銃による捕獲を基本とする。また、被害が顕著な地域には、新たなわなの設置を検討する。 ・ 実施予定時期：通年 ○サギ類 ・ 捕獲手段：追い払いを基本とする。被害が顕著な地域では、銃による捕獲を検討する。 ・ 実施予定時期：5～6月を中心とした田植えの時期、また被害発生時に必要に応じて捕獲を行う。 ○ツキノワグマ ・ 町内で目撃情報があるため、引き続き目撃情報の収集に努める。また、イノシシや、シカのわなに誤ってツキノワグマが捕獲されないよう注意を呼びかける。 ○アナグマ、タヌキ ・ 捕獲手段：わな(箱わな含む)による捕獲を基本とする。 ・ 実施予定時期：農作物被害発生時 ○ハクビシン ・ 捕獲手段：わな(箱わな含む)による捕獲を基本とする。 ・ 実施予定時期：通年

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 3,000m ワイヤーメッシュ柵 3,000m 金網柵 500m	電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ柵 5,000m	電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ柵 5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和6年度～8年度
イノシシ ニホンジカ	○以下について、今後も継続して実施していく。 ・イノシシの侵入防止柵については、普段の点検はもちろんのこと、4カ月に1回の頻度で総点検を行うように、農家に依頼等を行う。 ・侵入を許した場合、すぐに点検を行い、侵入箇所が判然しない場合には、鳥獣被害対策実施隊も協力して点検を行い、問題個所の発見と対応について指導する。 ・経年劣化や災害等による大規模補修が必要な場合、補修資材の支援を行う。 ・町広報紙等により正しい柵の設置・点検管理について普及を行う。 ・捕獲用具と侵入防止柵の一体的な管理・運用により効率的な捕獲を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～8年度	全対象鳥獣	・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・周辺環境の整備 ・追払い、又はテグス等による侵入防止

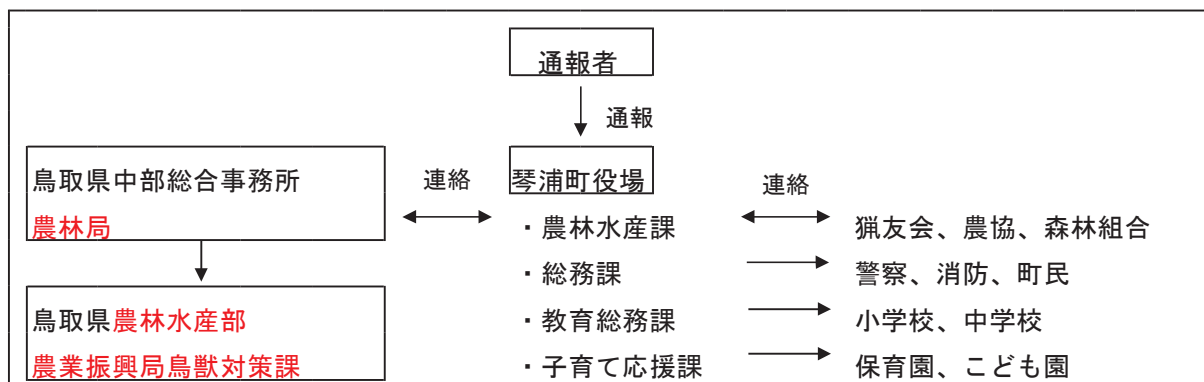
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
琴浦町	・目撃情報の収集・調査、関係機関への周知・注意喚起 ・現場の安全管理、ハンターや警察へ応援要請、捕獲許可
鳥取県中部総合事務所	・情報収集、情報提供など町への助言、技術的指導

農林局	・ 専門機関が現場で作業をする際の補助
鳥取県 農林水産部 農業振興局鳥獣対策課	・ 情報集約、整理し、全県の情報提供 ・ 捕獲情報の記録等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲した対象鳥獣は、捕獲現場での埋設や自家消費を基本とし、適切に処理をする。
- ・ イノシシについて、食肉として利活用するために処理加工施設に持ち込んで処理を行う場合があるため、利用促進について「ほうきのジビエ推進協議会」と連携して検討を進める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、イノシシについては自家消費等を行う従事者が大半であり、一部の従事者が近隣の市町にある民間事業者を利用し、食肉として処理している。 ジビエ料理の普及などイノシシ肉の一層の利用促進について、引き続き「ほうきのジビエ推進協議会」と連携して進める。
ペットフード	—
皮革	イノシシの革（ジビエレザー）を活用したワークショップの開催など「ほうきのジビエ推進協議会」の取り組みを支援する。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	—

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

「ほうきのジビエ推進協議会」へ負担金を支出し、従事者がジビエの処理技術と豚熱への対応について研修が受けれる場を提供する。
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	琴浦町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
琴浦町	琴浦町の ・被害防除に関すること ・捕獲に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取中央農業協同組合	琴浦町の ・被害防除に関すること ・捕獲に関すること ・協議会の運営に関すること
琴浦町農業委員会	琴浦町の鳥獣による農業被害の情報の収集に関すること
鳥取県農業共済組合中部支所	琴浦町の鳥獣による農業被害の情報の収集に関すること
大山乳業農業協同組合	琴浦町の鳥獣による農業被害の情報の収集に関すること
琴浦町内地域の代表	琴浦町の鳥獣による農業被害の情報の収集に関すること 琴浦町内地域の事業実施に関すること
鳥取県猟友会琴浦地区 ・東伯分会 ・赤碕分会	琴浦町東伯地区・赤碕地区の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の指導等に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県中部総合事務所農林局	全体計画の助言に関すること
鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課	全体計画の支援に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成２７年度設置。

鳥取県猟友会琴浦地区の協力のもと、夏から秋にかけての農繁期にイノシシの捕獲活動を実施する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

琴浦町鳥獣被害対策協議会が中心となり、対策を推進していく。また、各種団体や中山間集落協定組合や、自治会等、集団での取り組みを促し、侵入防止柵の設置や管理について講習会を行い、効果的な設置を行う体制を整備する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の３本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取組めるよう推進していくことが重要であると認識している。

また、野生イノシシの豚熱（CSF）が県内で発生したことから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施徹底などを注意喚起していくことで感染拡大防止を図る。